

災害時における捜索犬の 出動に関する協定書

八 戸 市

N P O 法人 北東北捜索犬チーム

災害時における搜索犬の出動に関する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人北東北搜索犬チーム（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び大規模な事故等により八戸市内で被害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施するため、搜索犬の出動について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が救助及び搜索のため搜索犬の出動が必要であると認めた人命搜索活動を、円滑に遂行することを目的とする。

（出動要請）

第2条 甲は、搜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、搜索犬の出動を文書で要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第3条 乙は、第2条の出動要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに搜索犬を出動させるものとする。

（搜索活動の実施等）

第4条 乙に属する搜索犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、甲の指定する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い、搜索活動を実施するものとする。

（搜索活動状況の報告）

第5条 乙は、搜索活動を終了したときは、甲に対して、次に掲げる事項を記載した書面により報告するものとする。なお、この協定に基づく搜索活動の終了は、現場指揮者が搜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能となったときとする。

- (1) 活動年月日
- (2) 搜索活動に従事した人員、搜索犬の頭数、出動車両等
- (3) 活動内容及び時間

(4) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第3条の出動に要する経費は、甲の負担とする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、搜索活動の終了後、甲に対して当該搜索に係る費用の実費を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、搜索活動状況等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(災害現場等における損害等)

第8条 この協定に基づく構成員及び搜索犬の業務、訓練等に伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、乙及び構成員の責任において負担するものとする。

(連携活動等)

第9条 この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲乙両者は、平素から相互に搜索活動における連携活動のあり方を研究するとともに、乙は、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡先等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。
ただし、この協定の期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新され、以後も同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月16日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市
市長 小林 眞

乙 青森市浪岡大字樽沢字村元365番地4
特定非営利活動法人北東北捜索犬チーム
理事長 岩本良二

災害時における捜索犬の出動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における捜索犬の出動に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、八戸市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人北東北捜索犬チーム（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(出動要請手続)

第2条 甲が、乙に協定第2条の規定による出動要請を行うときは、出動要請書（様式第1号）により、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 災害の状況及び出動を要請する理由
- (2) 出動を要請する期間
- (3) 出動を希望する区域
- (4) 現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先
- (5) その他必要な事項

(出動)

第3条 乙は、出動態勢が整ったときは、速やかに出動態勢連絡書（様式第2号）により、次に掲げる事項を甲に連絡するものとする。この場合において、捜索犬の出動頭数は、災害の種別、規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- (1) 出動責任者の氏名、連絡先
- (2) 出動人員及び捜索犬の頭数
- (3) 出動時間及び現場到着予定時間
- (4) その他必要な事項

(捜索活動状況の報告)

第4条 協定第5条の規定による報告は、活動報告書（様式第3号）により行うものとする。

(連携活動)

第5条 甲及び乙は、平素から災害時の捜索活動の連携について協議し、協定第9条に規定する訓練を通じて、円滑な捜索活動ができるよう努めるものとする。

(協議)

第6条 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、その都度、
甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年7月16日から実施する。

年 月 日

特定非営利活動法人
北東北捜索犬チーム理事長 様

八戸市長

出 動 要 請 書

「災害時における捜索犬の出動に関する協定」第 2 条に基づき、下記のとおり出動を要請します。

災害状況及び 出動を要請する理由		
出動を要請する期間		
出動を希望する区域		
現場指揮者の 所属、職・氏名 及び連絡先	所 属	
	職	
	氏 名	
	連絡先	
その他必要な事項		

年 月 日

(あて先) 八戸市長

特定非営利活動法人
北東北捜索犬チーム理事長

出 動 態 勢 連 絡 書

「災害時における捜索犬の出動に関する協定」第 3 条について、出動態勢を連絡します。

出動責任者の 氏名、連絡先	氏 名	
	連絡先	
出動人員		
捜索犬の頭数		
出動時間		
現場到着予定時間		
その他必要な事項		

年 月 日

(あて先) 八戸市長

特定非営利活動法人
北東北捜索犬チーム理事長

活 動 報 告 書

「災害時における捜索犬の出動に関する協定」第 5 条に基づき、捜索犬の出動に係る活動内容を、次のとおり報告します。

活動年月日	出動部隊	活動時間	活動内容
年 月 日	捜索犬 頭 構成員 人 車 両 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	捜索犬 頭 構成員 人 車 両 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	捜索犬 頭 構成員 人 車 両 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	捜索犬 頭 構成員 人 車 両 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	捜索犬 頭 構成員 人 車 両 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	

※ 活動時間欄は、出動から帰宅までの時間（現地に宿泊する場合は活動終了時間）とする。